

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和3年12月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100025号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2100007号

## 第1 結論

昭和51年11月から昭和55年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年11月から昭和55年11月まで

請求期間について、母が、私の国民年金の加入手続を行い、自宅に定期的に来ていた集金人を通じて、自身の国民年金保険料と一緒に、私と私の妻の保険料を納付してくれていた。私の妻は、請求期間を含む期間の国民年金保険料を納付した記録になっているが、私は、請求期間の保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「母が、私の国民年金の加入手続を行い、自宅に定期的に来ていた集金人を通じて、私の請求期間の保険料を納付してくれていた。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には、手帳記号番号が払い出されるところ、A町は、「請求者に手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムの氏名検索による調査、及び国民年金手帳記号番号払出簿により昭和51年11月から昭和55年11月までの期間にA町において払い出された手帳記号番号を全件調査したものの、請求者に係る手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、これを行ったとする請求者の母からは陳述を得ることができないことから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100026号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2100008号

## 第1 結論

平成8年\*月から同年6月までの請求期間、平成11年4月から同年10月までの請求期間及び平成12年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年\*月から同年6月まで  
② 平成11年4月から同年10月まで  
③ 平成12年1月から同年3月まで

請求期間①について、国民年金保険料の納付義務が発生したときから未納であることに納得できない。請求期間②及び③について、平成11年11月及び同年12月の保険料は納付済みになっているのに、その前後の期間の保険料が未納となっているのは不自然であり納得できない。母が、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたので、納付していたことは間違いない。

請求期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「平成8年に母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。」旨主張している。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、請求者が平成8年\*月\*日に国民年金被保険者資格を取得した処理は平成10年10月6日に、平成8年7月1日に同被保険者資格を喪失した処理は平成10年10月7日に行われていることが確認できる。

また、A市は、「平成8年\*月から同年12月までの期間に、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。平成9年1月に基礎年金番号が導入されてから平成10年10月に国民年金被保険者資格を取得した処理が行われるまでの期間に、請求者が国民年金の加入手続を行ったことは確認できない。」旨回答している上、オンライン記録において、請求者に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同被保険者資格を取得した処理が行われた時点(平成10年10月)

において、請求期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

請求期間②及び③について、請求者は、「平成 10 年度及び平成 12 年度の国民年金保険料は 1 年分まとめて納付しているので、平成 11 年度の保険料も 1 年分まとめて納付したと思う。平成 11 年 11 月及び同年 12 月の保険料は納付済みになっているのに、その前後の請求期間②及び③の保険料が未納になっているのは不自然である。」旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成 10 年度及び平成 12 年度の国民年金保険料は 1 年分まとめて納付していることが確認できるものの、平成 10 年度の保険料は平成 11 年 10 月 22 日に充当決定されたことが確認でき、平成 12 年度の保険料は平成 13 年 3 月 13 日に納付しており、必ずしも納期限までに納付していないことが確認できる上、平成 11 年 11 月及び同年 12 月の保険料は、平成 12 年度の保険料の納付日より後の平成 13 年 12 月 28 日に納付していることが確認でき、当該納付日において、請求期間②の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、請求期間②及び③は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、請求期間②及び③に係る収納の記録漏れ等の事務過誤が生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100027号  
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100009号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和59年12月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和59年12月まで

昭和36年4月に、母がA市役所において私の国民年金の加入手続を行い、同月から昭和58年4月頃までの期間、母が私の国民年金保険料を納めてくれていた。また、昭和58年4月頃だったと思うが、A市の集金人に、「今納めている国民年金に加えて、今から10年遡って保険料を納めれば、年金がもらえます。」と言われたため、母が10年分の保険料を重複して納めたにもかかわらず、国民年金被保険者記録がないので、訂正請求を2度行ったが訂正は認められなかった。

今回は、母が他界する直前まで国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、請求期間を変更した。保険料を納付してくれていたのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 戸籍の改製原附票により、請求者が請求期間において住所地を定めていることが確認できるB市C区、同市D区及びA市はいずれも、「請求者に係る国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に同記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入の期間であり、請求者の母が当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたと判断できること、ii) 昭和58年4月は過去3回実施された特例納付の実施期間のいずれにも該当しないことから当該制度を利用することができず、保険料を遡って10年分納付したとする期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、A市は集金人の雇用状況等について、「当時の資料が残っておらず不明であ

る。」旨回答しており、保険料の納付について確認できないこと、iii) 請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であること、iv) 請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に平成30年6月22日付け及び令和2年4月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする四国厚生支局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、請求期間の終期を昭和58年3月から昭和59年12月へ1年9か月延長しているものの、これまでの請求と同じ請求内容で、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張して、3度目の訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100028号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100009号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②から⑥までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月1日から平成24年11月1日まで  
② 平成20年12月25日  
③ 平成21年8月12日  
④ 平成21年12月21日  
⑤ 平成22年8月10日  
⑥ 平成23年12月26日

請求期間①について、A社に勤務していた期間のうち、平成23年3月から平成24年7月までの期間において、社会保険料の負担を減らすためにA社の給与が減額され、手取り額を維持するためにA社の関連会社であるB社から給与が支払われたため、請求期間①の標準報酬月額が前後の期間の記録と比較して低額となっている。

請求期間②から⑥までについて、A社から賞与を支給されたが、A社が賞与支払届を届出していないため、標準賞与額の記録がない。

A社に在職中は、給与と社会保険の事務を担当しており、請求期間①から⑥までに係る事務について問題を感じていたが、ワンマン経営、オーナー経営の事業主であったため、意見をすることができなかった。

請求期間①から⑥までに係る預金取引明細表等の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された給与明細書の写し及び請求者から提出された預金取引明細表の写しにより確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除

額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、請求者は、請求期間①について、A社及びA社の関連会社であるB社から給与を支給されていたとして、当該二つの会社の給与支給額を合算した報酬額に見合う標準報酬月額に訂正を求めていると思われるが、当該二つの会社は別法人として登記されており、厚生年金保険においても異なる適用事業所である上、B社から提出された外注支払明細書の写し及び請求者から提出された預金取引明細書の写しによると、平成23年3月から平成24年7月までの期間において、B社が請求者に外注費を支払っていたことが確認できることから、A社から支払われた給与及びB社から支払われた外注費を合算して、請求者のA社における請求期間①の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額とすることはできない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②、③及び④について、A社から提出された賞与支給明細書の写し及び請求者から提出された預金取引明細書の写しによると、請求者は、請求期間②に360,721円、請求期間③に362,831円、請求期間④の翌日（平成21年12月22日）に351,047円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者及びA社の事業主は、請求者がA社において、厚生年金保険に係る届出等の社会保険事務に関与する立場にあった旨記述又は回答していることから、請求者は、請求期間②、③及び④の翌日に係る賞与支払届が年金事務所に提出されておらず、厚生年金保険料を納付していないことを知り得る状態であったと考えられる。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると判断されることから、請求期間②、③及び④の翌日については、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 請求期間⑤及び⑥について、A社から提出された給与明細書の写し及び請求者から提出された預金取引明細書の写しによると、請求期間⑤は、平成22年8月の給与において「携帯、車両清算247,823円」を加算して支給されていること、請求期

間⑥は、平成23年12月の給与として「携帯・車両精算191,408円」が支給されていることが確認でき、請求者は、当該携帯電話費及び車両費が支給されたことを賞与が支給された旨主張していると思われるが、A社は、「請求期間⑤及び⑥については、賞与ではなく給与として支給している。」旨回答している。

また、前述の給与明細書の写しによると、請求期間⑤については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、「携帯、車両清算247,823円」に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できない上、請求期間⑥については、厚生年金保険料が控除されていることが確認できない。

このほか、請求者の請求期間⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。